

平成 19 年 5 月 29 日

スティールパートナーズジャパン・ストラテジック・ファンド(オプショア)・コレ・ピー 御中

サッポロホールディングス株式会社  
代表取締役社長 村上 隆男

大規模買付行為に係る必要情報の追加提出依頼の件

当社取締役会は、平成 18 年 2 月 17 日付の当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針に関するお知らせ」において公表しております大規模買付ルールに則り、平成 19 年 3 月 1 日に貴社がご計画されている当社株式の大規模買付行為に係る必要情報のご提供を要請し、貴ファンドより平成 19 年 5 月 15 日に回答を受領いたしました。

当社取締役会は、受領した回答の内容が本必要情報リストへの回答として必要かつ十分な内容であるか否かについて、特別委員会より意見を伺った上で慎重に検討致しました。その結果、受領した回答には、質問の一部又は全部について回答されていないものや、回答内容や他の回答内容との関係が不明確であるため趣旨の確認を要するものなどが見受けられ、ご提出いただいた回答では株主の皆様のご判断及び当社取締役会の意見形成に不十分であるとの判断に至り、貴ファンドに対して別紙「追加情報リスト」のとおり必要情報の追加提出をご依頼することと致しました。

最後に、追加質問のご回答は、別添の書式に従って、貴ファンドの責任者による署名の上、日本語で記述をお願いいたします。

本書簡及び別紙「追加情報リスト」にて用いられる用語は、別紙「追加情報リスト」における定義のほか、本対応方針及び平成 19 年 3 月 1 日付「大規模買付行為に係る必要情報のご提供依頼の件」における定義に従います。

以上

## 追加情報リスト

以下に記載しました当社取締役会の基本的な考えをご理解頂いた上で、下記の個別の質問にご回答頂きたくお願い致します。

当社株式の 66.6%を取得し、実質的に当社グループの経営を支配しうる立場になることを提案されている貴ファンド等がどのようなファンドであるのかを理解することは、当社株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成のために極めて重要であると考えており、日本国外も含む貴ファンド等の概要や活動実績を開示していただくことは、貴ファンド等をより深く理解するために極めて有用であると考えております。しかしながら、先の回答書には殆ど説明がなされておられませんので、改めてポイントを絞って、貴ファンド等に関する情報の提供を要請いたします。

貴ファンドが当社株式の 66.6%を取得した場合、実質的に当社グループの経営を支配しうる立場になる一方で、本買付け後に少なくとも 33.4%の少数株主が残存することになります。つきましては、当社株式の取得予定数を 66.6%に設定した理由、及びその取引ストラクチャーについては、当社株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成のために極めて重要であると考えますので、改めて貴ファンドのより具体的な考えの開示を要請いたします。

貴ファンドが提示されている本買付けの対価（825 円程度）及びプレミアムの算定の根拠を理解することは、当社株主の皆様や当社取締役会が貴ファンドの提案を評価する上で極めて重要な情報であると考えます。先の回答書では具体的な説明が殆どなされておられませんので、改めてポイントを絞って、本買付け対価の算定根拠にかかる情報の提供を要請いたします。

貴ファンドが当社株式の 66.6%を取得した場合、実質的に当社グループの経営を支配しうる立場になりますので、本買付け後の当社経営に関しどのような方針や考えを持っているのかということは、本買付け後も残存する少数株主にとって、極めて重要な情報であると考えます。改めてポイントを絞って質問を行っておりますので、貴ファンドのより具体的な方針や考えの開示を要請いたします。

なお、大規模買付ルールに基づき要請する必要情報の提供要請は、株主共同の利益の観点から、当社株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成に資する目的で行っているものであり、貴ファンドから提供された情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示することとしており、先の回答書の内容、本追加情報リストに対する回答内容につきましても、同様と考えております。

また、平成 19 年 3 月 26 日付で貴ファンドに送付した「2007 年 3 月 22 日付レターについて」という弊社書状において申し述べましたとおり、大規模買付ルールに基づく必要情報の提供が完了していない現時点では、貴ファンドと直接協議に入ることは考えておりません。

## 記

1. 当社の質問 1.1 に対し、貴ファンドは「グループの他のファンド等に関して多岐にわたるご質問をされる必要はないものと存じます」と回答されております。多岐にわたる質問への回答が困難であるならば、平成 19 年 3 月 1 日付「大規模買付行為に係る必要情報のご提供依頼の件」において定義した、貴ファンド等に該当する投資ファンド及び会社等の名称及び概要について提示願います。
2. 当社の質問 1.6 に関し、「これら実質的所有者又は貴ファンドの業務執行者、出資者その他のファンド構成員が本買付完了後（議決権の 66.6% を取得できると仮定した場合）に証券取引法第 163 条第 1 項の主要株主に該当する可能性がある場合は、その者の本買付完了後に想定される議決権比率も併せてご開示下さい。」につきましてご回答を頂いておりませんので、ご回答願います。
3. 当社の質問 2.5 に対し、貴ファンドは「公開買付け以外の方法について、貴社とお会いして協議させていただくことを希望します」と回答されていますが、本質問への回答として貴ファンドの考える公開買付け以外の方法の選択肢につきまして具体的に説明ください。
4. 当社の質問 2.6 に対し、貴ファンドは 66.6% という数字の根拠につき「当ファンドのポートフォリオ・アロケーション上の判断に基づく決定」と回答されていますが、当社としては、仮に当社全株式を取得する場合には貴ファンドのポートフォリオ上支障があるため、持株比率を 66.6% に留めているという趣旨と理解しました。他方、貴ファンドのポートフォリオ・アロケーション以外の理由について回答が触れていないことから、結局、66.6% の根拠はあくまで貴ファンドのポートフォリオ・アロケーション上の理由であり、当社の企業価値の維持・向上の観点とは無関係であると理解してよろしいでしょうか。
5. 当社の質問 2.9 に対し、貴ファンドは「意向表明書においてご説明したとおりです」と回答されていますが、当社としては、当社株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成のためには、意向表明書に記載の無い、より具体的な取引ストラクチャー（貴ファンドと本買付者との資本関係や、買付後の本買付者と当社との合併予定や、本買付に関し資金調達を行う場合はその調達スキーム等）をご説明いただく必要があると考えておりますので、質問 2.9 に従ってご回答願います。
6. 当社の質問 3.1 に対し、貴ファンドは「予想される将来の収益を含むあらゆる要素を総合的に考慮したということのほか、このご質問に対して詳細にお答えするのは不適切である」と回答されていますが、当社株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成のためには、なぜ本買付の対価が 825 円程度なのかをご説明いただく必要があると考えておりますので、「予想される将来の収益」について、どのような事実・仮定等を前提とされたのかについてご説明願います。

7. 当社の質問4.1に対し、貴ファンドは「貴社グループの運営する事業は競争の激しい環境にあると理解しています」という極めて簡潔な回答をされていますが、当社の基幹事業である酒類事業及び不動産事業の事業環境について、貴ファンドのより詳細なご認識をご回答願います。
  
8. 貴ファンドは、当社の質問4.6～4.9に関し、当社グループの会社、事業又は重要な資産の処分、当社グループ内の組織再編、当社グループの事業に対する重大な変更等を行う予定がないと回答されておりますが、他方で、当社の質問4.2に対し、貴ファンドは「貴社が合理的に可能な方法でその価値を増大させるお手伝いをすべく、当ファンドが貴社をサポートし、助言」と回答されています。当社グループの会社、事業又は重要な資産の処分、当社グループ内の組織再編、当社グループの事業に対する重大な変更等を行わないという前提で、貴ファンドの考える、当社の企業価値を増大させるための「合理的に可能な方法」の内容、及び、当社の企業価値を増大させるための貴ファンドからの「サポート」や「助言」の内容についてご説明願います。

以 上

別 添

質問	回答
[ 別紙の質問項目を全て転記してください。 ]	[ 別紙の質問項目に対する貴ファンドの回答を記載してください。 ]

本ファンドは、以上の回答が真実であることにつき表明保証いたします。

Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P. (本ファンド)

[ 署名 ]

\_\_\_\_\_  
Warren Lichtenstein